



おにぎり通信

2020年5月16日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷、銀座、日比谷、秋葉原、日本橋、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

福祉行動は、しばらくお休みします。

お困りの方は、おにぎりを配る時に、お声がけください。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当面の間、毎週月曜日の福祉行動は、原則として、お休みいたします。

ただし、病院や生活相談等で、福祉事務所に行くことを希望される方は、おにぎりをお渡しに伺った際に、お声がけください。毎週土曜日の訪問活動の時に声がけ頂いた場合のみ、次の月曜日に、福祉事務所まで同行いたします。

最寄の福祉事務所

中央区福祉事務所・・・中央区築地 1-1-1 中央区役所4階

千代田区福祉事務所・・・千代田区九段南 1-2-1 3階

<新型コロナウイルスに関する電話相談窓口>

厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル） 9時～21時

東京都 0570-550571 9時～21時

<特別定額給付金コールセンター>

総務省 0120-260020（フリーダイヤル） 9時～18時30分

とくべつていがくきゅうふきん

【特別定額給付金】

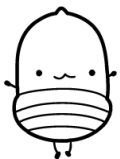
こくみんぜんいんひとり

国民全員1人あたり10万円の給付(特別定額給付金)申し込みが、

一部の自治体で始まりしました。今後、準備ができ次第、全国で申し込み・受け取りが行われます。申し込みの期限は、受付開始から3ヶ月です。ホームレス等、住むところが無くなった人は、情報が行き届かない場合があるため、政府では、地域の自治体に対して、ホームレス等が必要な支援につながるよう、次の協力を依頼しています。

ホームレス等への周知・支援にあたっては、ホームレス等の生活場所等を訪ねてチラシを手渡ししながらの情報提供や、ホームレス等の住民登録の確認や支給までの手続の援助、自立支援センター等の利用の案内など、ホームレス等の実情を踏まえた支援が必要であり、ホームレス支援担当部局等とも連携して周知を図ることが重要です。

10万円を受け取るためには、住民登録が必要になりますが、自立支援センター等が、生活をしている住所として認められる場合があるとされています。また、申し込みや受け取りの際には、本人確認書類が必要となっていますが、相談窓口が開かれている港区に聞いたところ、「名前が確認できればいい」とのことでしたので、住民登録さえできれば、何とかかなりそうな可能性があります。また、具体的な手続きははっきりしないところがありますが、少なくとも国は支援の姿勢を示していますので、分からないことがあれば積極的に相談するのが良いように思います。なお、生活保護を受けている場合であっても、10万円の給付が収入と見なされ、その分を差し引かれることはありません。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せず、ゴミ箱に入れるなど、片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは必ずその日のうちにお召し上り下さい。また、お1人1個でお願いします。

四ツ谷おにぎり仲間 千代田区麴町6-5-1 聖イグナチオ教会
連絡先 080-7967-8672 (連絡可能時間 毎週土曜日午後3時~6時)